

就労支援と障害者の生涯学習

特別支援学校高等部の教育

(教育目標)

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

高等学校教育の目標（学校教育法第51条）

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

●特別支援学校（知的障害）の各教科等

各学科に共通する各教科											特別の教科 道徳	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	主として専門学科において開設される各教科				
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語※	情報※					家政	農業	工業	流通・サービス	福祉

※外国語、情報を設けることができる

●特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の各教科等

高等学校学習指導要領に示す各教科等の目標、内容に準ずる。また視覚障害、聴覚障害については独自の専門教科・科目が示されている。

※キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育とされており、特別活動の時間を中核として取り組むこととなっている。

キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

- 学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設ける。
- 地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮する。

キャリア教育の充実

- 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

特別支援学校（知的障害）各教科におけるキャリア教育に関りの深い内容（例）

【社会】公共施設の役割と制度（公共職業安定所で求職登録や職業相談、市役所での年金の申請等）

【職業】産業現場等における実習、職業など卒業後の進路に必要となること、職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫

【家庭】消費生活（計画的な金銭の管理の必要性）

【特別活動】学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解、社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の育成、主体的な進路の選択決定と将来設計

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

(平成25年3月29日 厚生労働省職業安定局長通達 * 文部科学省において都道府県教育委員会等に周知)〔最終改正：平成30年4月2日〕

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、都道府県労働局や公共職業安定所等において、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進、②企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施、③ネットワークの構築・教科の取組に重点を置いて実施し、学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省より通達を発出。

第4 ネットワークの構築・強化

※通知抜粋。

2 (6) 学校等

ア 特別支援学校及び高等学校等との連携

(略) 安定所においては、今後とも生徒の就労支援に関わる進路指導担当教員や就労支援コーディネーターなどとの連携を一層強化し、障害者雇用に積極的に取り組む企業に関する情報や実習の受け入れが可能な企業に関する情報の共有などを図ること。

また、障害のある者は特別支援学校のほか高等学校及び大学等にも在籍していることから、高等学校及び大学等とも連携すること。特に発達障害者については、「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する場合も少なくないことから、高等学校及び大学等と連携した就職支援に努めること。

さらに、平成30年度から、高等学校等において、いわゆる通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導を受ける指導形態）を実施できることとなった。通級による指導を受ける生徒やその保護者においては、当該指導を受けることによって、採用に当たり不利益な取扱いがされないか不安を感じる場合があるため、採用に当たり不利益な取扱いがされないよう、教育委員会や通級による指導を行っている高等学校等と連携し、通級による指導の趣旨や内容について、障害者雇用等を進める企業等の理解を深める取組を行うこと。

イ 「個別の教育支援計画」の作成等における連携

(略) 特に、就職を希望する生徒の就職支援については、個別の教育支援計画の作成段階から、安定所をはじめ、地域センター、障害者就業・生活支援センター等と一緒に当該チームへの参加・協力を行うとともに、第2及び第3に掲げる取組や支援等を計画的に進めていくことが効果的であることから、安定所は、こうした具体的な連携の在り方について特別支援学校又は高等学校等に働きかける等、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めること。

ウ 広域特別支援連携協議会等への積極的な参画

エ 特別支援学校の生徒に対する効果的な支援

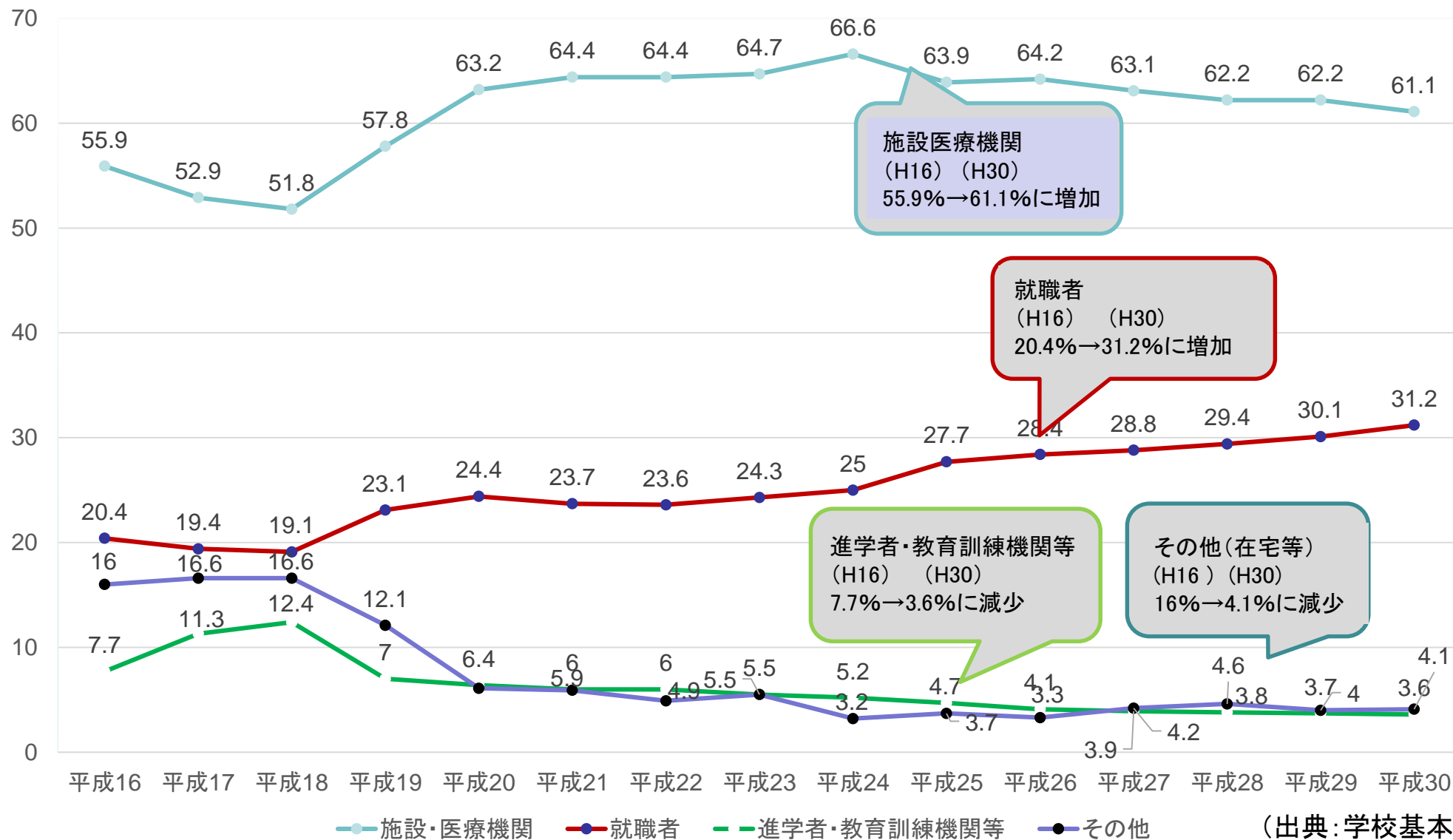
オ 特別支援学校中学部段階における支援に関する連携

カ 大学等との連携

特別支援教育特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

区分	卒業生	進学・教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	21,657人	769人 (3.6%)	6,760人 (31.2%)	13,241人 (61.1%)	887人 (4.1%)

平成30年3月卒業生（各年3月時点）



特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

- ・就職者の割合31.2%(H18 22.7%)、施設・医療機関の割合61.1%(H18 56.1%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、キャリア教育・就労支援を充実することが必要。

(平成30年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
	21,657	427 (2.0%)	342 (1.6%)	6,760 (31.2%)	13,241 (61.1%)	887 (4.1%)
視覚障害	290	90 (31.0%)	10 (3.4%)	47 (16.2%)	125 (43.1%)	18 (6.2%)
聴覚障害	492	193 (39.2%)	20 (4.1%)	192 (39.0%)	68 (13.8%)	19 (3.9%)
知的障害	18,667	76 (0.4%)	241 (1.3%)	6,338 (34.0%)	11,267 (60.4%)	746 (4.0%)
肢体不自由	1,841	43 (2.3%)	47 (2.6%)	111 (6.0%)	1,575 (85.6%)	65 (3.5%)
病弱・身体虚弱	366	25 (6.8%)	24 (6.8%)	72 (19.7%)	206 (56.3%)	39 (10.7%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない

※進学者…大学学部・短期大学本科及び大学・短期大学の通信教育部・別科、特別支援学校高等部専攻科、高等学校専攻科
 教育訓練機関等…専修学校(専門課程、一般課程)、職業能力開発校、障害者職業能力開発校等
 施設・医療機関…児童福祉施設、障害者支援施設等、厚生施設、授産施設、医療機関

(出典:学校基本統計)

特別支援学校高等部産業別就職者数

	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業	計
合計	133	6	2	98	1,711	17	55	426	1,324	89	6,760
視覚障害	1	-	-	1	10	-	-	-	10	-	47
聴覚障害	1	-	1	3	119	1	2	9	15	9	192
知的障害	127	6	1	90	1,546	12	47	411	1,276	77	6,338
肢体不自由	2	-	-	3	22	4	5	4	11	3	111
病弱	2	-	-	1	14	-	1	2	12	-	72

	不動産業 物品賃貸業	学術研究 専門・技術 サービス業	宿泊業 飲食サー ビス業	生活関連 サービス業 娯楽業	教育 学習 支援業	医療 福祉	複合 サービス 事業	サービス 業(他に 分類され ないも の)	公務(他 に分類さ れるもの を除く)	左記以外 のもの
合計	44	53	598	321	75	812	136	696	70	94
視覚障害	2	-	4	-	1	14	1	1	1	1
聴覚障害	-	-	10	1	1	8	-	9	3	-
知的障害	42	50	572	313	73	755	125	674	54	87
肢体不自由	-	2	2	4	-	21	7	10	9	2
病弱	-	1	10	3	-	14	3	2	3	4

特別支援学校就職希望率・就職決定率

○全国計：就職希望者数 7,761人 就職者数 7,266人 就職希望率 35.7% 就職率 93.6%

都道府県	就職希望率	就職率	都道府県	就職希望率	就職率	都道府県	就職希望率	就職率
北海道	30.8%	89.1%	石川	39.0%	98.6%	岡山	39.8%	98.6%
青森	37.5%	87.1%	福井	19.7%	100.0%	広島	46.4%	97.3%
岩手	26.5%	98.6%	山梨	34.8%	88.9%	山口	35.3%	90.4%
宮城	35.5%	97.4%	長野	25.1%	100.0%	徳島	35.9%	54.5%
秋田	37.8%	100.0%	岐阜	40.6%	96.4%	香川	40.7%	72.1%
山形	41.8%	98.4%	静岡	40.1%	96.2%	愛媛	42.2%	98.9%
福島	24.3%	91.8%	愛知	32.9%	94.2%	高知	40.0%	84.6%
茨城	32.0%	96.9%	三重	39.5%	89.7%	福岡	38.3%	93.2%
栃木	44.6%	89.1%	滋賀	28.4%	98.9%	佐賀	39.8%	94.3%
群馬	37.0%	94.8%	京都	34.4%	95.2%	長崎	38.9%	86.0%
埼玉	34.0%	99.5%	大阪	26.9%	90.2%	熊本	40.0%	92.0%
千葉	39.3%	98.1%	兵庫	25.3%	98.3%	大分	33.5%	84.6%
東京	46.8%	93.0%	奈良	35.8%	98.9%	宮崎	24.1%	87.5%
神奈川	35.6%	94.1%	和歌山	24.3%	100.0%	鹿児島	32.8%	81.3%
新潟	33.9%	86.1%	鳥取	52.1%	100.0%	沖縄	37.6%	91.8%
富山	41.8%	96.3%	島根	41.5%	92.5%			

資料出所：厚生労働省 平成31年3月末時点

趣旨

- ◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

プランの内容

1 障害のある人とともに働く環境を創る

～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ①障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

2 発達障害等のある子供達の学びを支える

～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実に図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ①通級における指導方法のガイドの作成
- ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ①学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ②コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

障害者の
社会における活
躍推進に
向けて重点的に
進める
6つの政策プラン

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する

～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ①鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ②全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する

～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上<会場づくりや運営方法について好事例を収集>

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ①教師に係る障害者雇用の実態把握
- ②教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③教員採用試験の改善
- ④相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥教師以外の職員の障害者雇用の推進

障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）

平成30年2月に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害者の生涯学習の現状と課題の把握を行った上で、障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について報告書を取りまとめ、平成31年3月公表。

障害者の生涯学習推進の意義

- (1) 障害者をめぐる社会情勢の進展
- 平成26年「障害者権利条約」の批准
 - 平成29年 文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」
- (2) 「共生社会」実現の必要性
- 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献することができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（H24中教審初中分科会報告）
 - 持続可能な開発目標（SDGs）（H27国連サミットで採択）
「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」

現状と課題

①障害者本人等の意識	「一緒に学習する友人、仲間がいない」 71.7% 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 66.3% 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にある」 32.8%
②都道府県・市町村による障害者の生涯学習を推進する上での課題	「体制の整備」 都道府県82.9%、市町村69.2%
	「ニーズの把握」 都道府県62.9%、市町村70.3%
	「事業・プログラムの開発」 都道府県45.7%、市町村46.3%
③国や地方公共団体の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うもの	「障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実」 (48.1%)

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
 - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
 - ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり
 - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化
 - ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
 - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
 - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、国において、31年度、全国5～6カ所で「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
 - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

- ※ 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担、連携し、取組を推進
- ※ 国においては、成果指標を掲げて取組のフォローアップを行い、取組を着実に推進

本日の論点

- 今後の社会の変化に対応した働き方を念頭に置いた教育の在り方とは何か。
- 現在行われている就労に向けた取組、例えば、機関同士のつながりや保護者、事業者等関係者に対する障害者の就労(雇用)の啓発に関して課題となっていることは何か。
- そのほか、障害のある生徒の就労について課題になっていることは何か。

等